

資料4

内閣府 規制改革推進会議 スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ

事業成長担保権の活用と課題

2023.3.9

みずほ銀行

(2022年度 全国銀行協会 業務委員長行)

1. 伝統的な担保手法と事業成長担保権の理解

- **事業成長担保権は、伝統的な担保手法では応えきれない企業のニーズへ対応することを目的とする新しい制度**
 - 過去の実績や現在の財務評価よりも、将来の成長性やキャッシュフロー創出力評価が必要となり、**金融機関側の事業の見極め力がカギ**に
- **返済が困難な局面での債権回収に加え、借り手とのコミュニケーション・伴走支援に、より重点が置かれる**
 - 借り手・金融機関が事業環境の変化やKPI達成状況などを高頻度で共有することで、早期に必要なアクションをとれる関係性が必要に

		不動産担保・個人保証	動産・債権担保	事業成長担保
産業構造の背景		<ul style="list-style-type: none"> 工業は、不動産や設備等、有形固定資産への投資が中心 	<ul style="list-style-type: none"> 第三次産業の増加により、資金調達に十分な有形固定資産を保有しない企業への、調達多様化ニーズも増加 	<ul style="list-style-type: none"> スタートアップでは、研究開発やマーケティングへの投資が中心 無形固定資産を含む事業全体からの将来キャッシュフロー創出力が重要に
担保*1	目的	返済困難な局面における回収手段	返済困難な局面における回収手段 商流の定期的なモニタリング	借り手との密なコミュニケーション・伴走支援
	対象	有形固定資産が中心	流動資産が中心	無形固定資産含む事業全体
	評価	担保対象資産の単独での資産価値	売掛金・在庫の資産価値としての評価 商流が維持されているかの評価	事業から創出されるキャッシュフローの評価 (個別資産の資産価値評価要否は今後検討)
利用上の課題		(幅広い局面で既に安定的に利用されている)	より利用しやすい制度を目指して議論が継続*2	過度な負担なく利用できる環境整備を検討する
イメージ				

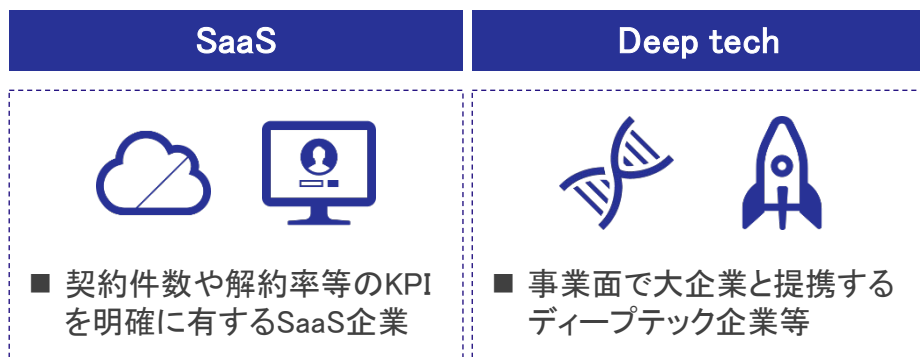
*1 融資判断は借り手の事業環境や財務状況に応じて総合的に実施するものであり、担保の目的などについては単純化して記載している
 *2 2023年3月時点で、法制審議会(担保法制部会)において、動産や債権等の担保にかかる法律関係の明確化や安定性の確保が継続議論中

2. 事業成長担保の活用場面 ～事業創生(スタートアップ支援)～

① 事業創生(スタートアップ支援)

- 「積極的な先行投資により黒字化までに時間を要する」、「換価価値の高い有形資産が少ない」といった特徴を有するスタートアップ企業の新たな資金調達方法として期待
- 銀行が、借り手の事業に対する理解を深め、事業性評価の能力を発揮し、自らの顧客基盤の活用等を通じて伴走支援を行うことができれば、事業価値(担保価値)の維持・向上につながり、事業成長担保権が有効に機能する好循環に繋がります

銀行視点での活用イメージ



↑ 事業成長担保権を通じた対話・伴走の深化 ↑

💡 KPIをベースとした業績見通し・進捗のフォローが可能となる

💡 中長期の業績見通しをより鮮明に捉えることが可能となる

ビジネスモデルの方向性が一定程度定まり、追加投資を行うことで事業成長が見込める段階の企業への融資として有効ではないか

課題・留意事項

経営自由度とのバランス

- 借り手の経営自由度の足かせとなる懸念
 - ・ 追加資金調達の阻害要因や社内人材の離反を招くなどにより、事業価値(担保価値)を毀損する可能性も

複数の金融機関による円滑な支援

- 追加資金調達場面での新規参入行の障壁
 - ・ 既に事業成長担保が設定されている場合、全資産担保という特性上、後順位となる他行が追随しづらい
- 複数行が協調して支援検討する場合の目線統一
 - ・ 評価方法等の跛行性に起因して、金融機関ごとの評価額に大きなバラツキが生ずる可能性も



上記課題の解決に向けては、事業者との丁寧なコミュニケーションや事業成長担保権への正しい理解が必要(P5)

3. 事業成長担保の活用場面 ～事業承継・事業再生～

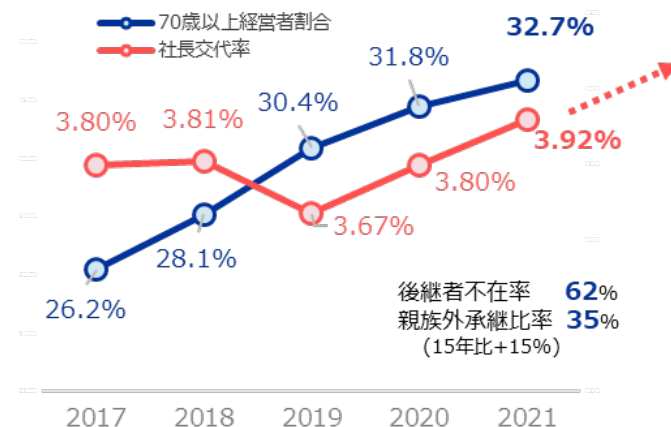
② 事業承継

- 事業成長担保権により経営者保証に依存しない融資慣行が求められる中で、次世代経営者への承継ファイナンスに際して、経営者の資力ではなく事業CF重視の与信判断が重視され、事業承継が円滑に進むことが期待できる
- またLBOで事業成長担保権を活用すれば、担保設定等の手続が簡便になり、買い手企業の資金調達ニーズに円滑に対応することができる可能性がある

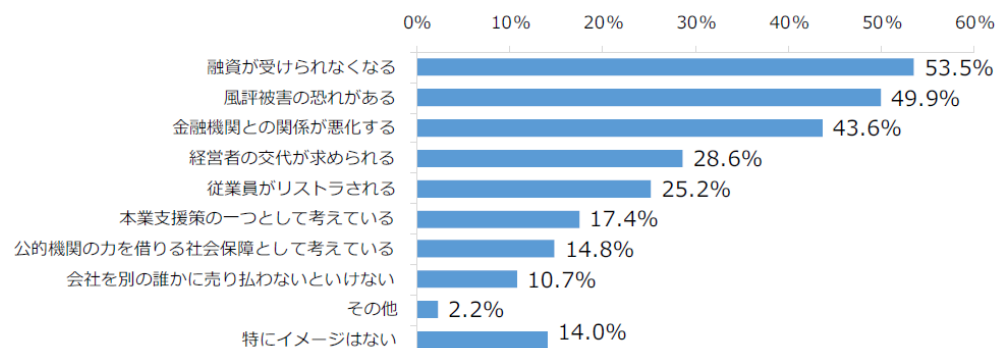
③ 事業再生

- 法的・私的整理時や、再生計画履行途上のファイナンスは、貸倒リスク等を理由に十分な資金調達や銀行調整が難航したりするケースがある。事業成長担保権活用による将来CFを重視した与信判断(一行対応または一行がリード)により、事業再生が円滑に進むことが期待できる
- またDIPファイナンス等で事業成長担保権を活用すれば、担保設定等の手続が簡便になり、再生局面での銀行支援のすそ野が広がる可能性がある

■ 経営者高齢化と社長交代率



■ 事業再生に対するイメージ



出展：帝国データバンク
令和3年度中小企業実態調査事業(中小企業の事業再生・事業再構築等に関する調査)

4. 事業成長担保の活用における銀行実務面での課題点

- 制度の活用には事業担保制度の導入のみではなく、コミュニケーションに対する意識の醸成、適切な支援を実現できる環境・体制の整備、正しい知識の普及等を進めていく必要

事業者との丁寧なコミュニケーション

- 事業経営者との丁寧なコミュニケーションを通じた伴走型支援の実現
 - 事業に対する深い理解に基づく、事業価値の維持・向上に向けたコンサルティング機能の発揮
 - 事業の変調を適切に把握する力と、解決に向けた提案力への期待
 - 事業者による綿密な事業計画の策定、事業担保権者への適切な情報提供と継続的な対話
- 事業者の課題・事業特性に即した適切なモニタリングを可能とする融資コベンツの検討・活用

適切な支援を実現できる環境・体制

- 事業担保の評価方法の検討・標準化
 - 換価価値を基礎に据えた既存の担保制度の評価概念との違いに留意する必要性
- 活用可能な担保権信託契約、融資コベンツ参考例等の作成・公表
 - 導入ツールの共有を通じた事業成長担保の理解の浸透、設定コストの軽減の必要性
- 担保権信託の受託者に求められる行為規範の定型化・明確化
 - 利用促進を見据えたコスト設定には、行為規範の定型化による受託者の負担軽減の必要性

正しい知識の普及

- 取引先等に事業成長担保が正しく理解され、正常な商取引が継続される必要性